

司法書士による

※要予約制

成年後見制度 無料相談会

「成年後見制度」とは

認知症や精神障がい、知的障がい等により、判断能力が不十分な方の生活や権利、財産を守るための制度です。家庭裁判所への申し立てを行い、身上保護や財産管理などの支援を行う「後見人」を選任してもらいます。後見人は定期的に本人のお家や施設を訪問し、日々の見守りと財産の管理を行います。



【令和5年度 年間スケジュール】（各回8組まで）

4/22
(土)

6/10
(土)

8/5
(土)

10/14
(土)

12/9
(土)

2/10
(土)

【場所】 台東区社会福祉協議会（下谷1-2-11）

【内容】 ビデオ（20分）＋ 個別相談（60分）
もしくは オンラインでの相談（45分）

（※原則は対面相談ですが、
新型コロナウイルスの感染状況によりオンライン相談となります）

ビデオで制度の基礎知識をご説明した後、
司法書士と相談をしていただきます。



今まさにこの制度が必要な方も、
将来の生活やお金のことが不安な方も
制度の内容や申し立てについて
一度専門家の話を聞いてみませんか？



☎ 問合せ先

台東区社会福祉協議会 あんしん台東

03-5828-7507

後援：台東区